

ひけり、其後慶長中に、暹國シヤムの王、毎年使して我國の馬賜らむ事を請ひし書數通を得しに及びて、喝蘭陀人の言、誣ウソひざりし事は知りたりき、凡は世のつねに見もし聞きもしつる事は、その常に習ひて、さのみには覺えず、又近きをいとひて、遠きを貴ぶ事も人の心なり、こゝろすべき事也と思へば、こゝに附し註しぬ。

〔物類稱呼二動物〕馬むま 下總國にてはまあとよぶ、同國駿州駿嶋郡及び下野國にてはまあめといふ、其外此國にて蚊め、とんぼめなど、下にめの字を付てよぶ、略中 牡馬を伊勢國にてまる馬といふ、牝馬を奥州南部にてかけたといふ、西國及四國又は上總にてだまとも、だ馬ともいふ、駄は和名におひむま、今いふ小荷駄なり、又諸國にてざふやくと云、其意は、軍馬に用ひず、もろくの雜役につかふ故也。

〔本草綱目譯義五十〕馬 ムマ ミ、ノケモノ 古名 イナヲ、セドリ 古歌 マア 下總 マアメ

下野 雄オヲマルムマイセ 雌メヲカケタ 南部 ダマ 四國 ダンマゾウヤク 雲州、京ニ、メムマツ

本條一名君耳 法言 三公 甘朱 四足仙人 同 赭啞兒 同 爺屈良 同 木罕 同 聾虫 同 雌馬

同 驛馬 卑雅 小馬 同 驟 訓蒙

〔古事記上〕片御手者、繫御馬之鞍、片御足踏入其御鏡而歌曰、略下

〔古事記傳十一〕馬は、和名抄には無萬とあれど、書紀雄略卷歌にも、宇麼ウマとありて、古言は皆然り、

但和名抄などにも、牡馬を手萬、牝馬を米萬、駒を古萬とある例の如く、御馬は美馬と訓べし、萬

葉五二十丁に、美麻知可豆加婆御馬近者なりとあり、

〔塵袋四〕一牝馬ヲ駄ト申スハ、駄ヲヤガテメムマトヨム駄、メムマトハ驥日本紀ニハ、草馬ノニ

トモ驢トモカクサレドモ駄ノ字ヲバオホストヨム、雜物ヲセナカニオホスルナリ、サレバ牡馬

ナリトモ物ヲオホスルホドノ馬ヲバ駄トモナドカ云ハザラム、ナレドモ、カヤウノ事ハ、イヒナ